

産業構造審議会商務流通情報分科会製品安全小委員会
電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第4回）
議事録

日時：平成27年4月20日（月曜日）13：00～15：00

場所：経済産業省別館1階101-2共用会議室

議題

整合規格案の確認について

議事内容

○事務局（佐々木） それでは、定刻を過ぎましたので、始めさせていただきたいと思
います。

ただいまから、産業構造審議会製品安全小委員会の第4回電気用品整合規格検討ワーキ
ンググループを開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありが
とうございます。

それでは、三木座長に以後の議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいた
します。

○三木座長 皆さん、こんにちは。

初めに、川原製品安全課長からご挨拶をお願いします。

○川原製品安全課長 ただいまご紹介いただきました製品安全課の川原でございます。

最近着任したのではなくて、実は去年の7月着任でございまして、このワーキンググル
ープは去年の10月に1回開催させていただいておりますが、所用で出席できませんでした
ので、今回が初めてのワーキンググループ出席となります。どうぞよろしくお願いいたし
ます。

きょうは雨も降ってまいりまして、足元のお悪い中、集まっていただきまして、ありが
とうございます。

また、日ごろから、製品安全行政にいろいろご理解、ご協力いただいていることを厚く
御礼申し上げます。

このワーキンググループでございまして、昨年でございまして、電気用品安全法の性能
規定が施行されまして、その後、29規格、J I Sのご審議をいただいて、整合規格として
整備されたと聞いております。今年度も40程度の規格をご審議いただくということでござ

いますので、ぜひ忌憚のないご意見をお願いしたいと思っております。

目標は平成28年度末ということでございまして、あと2年を切ったぐらいでございまして。大変ご無理なことを言っていることは重々承知しておりますが、ぜひご協力いただきまして、目標達成に向けて、引き続き、ご協力いただきたいと思います。

本日も活発なご意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○三木座長 ありがとうございます。

それでは、次に、事務局より、委員のご紹介及び出欠の確認をお願いいたします。

○事務局（佐々木） 今回初めてのご出席となる委員のご紹介と、ご欠席の委員の方を報告させていただきます。

産総研の持丸先生は今回初めてのご出席でございます。よろしくお願いいたします。

○持丸委員 よろしく願いいたします。

○事務局（佐々木） ご欠席の委員ですが、熊田先生から連絡をもらっておりませんので、後ほど来られると思いますので、欠席の委員は、梶屋委員のみとなります。

○三木座長 持丸委員、何か一言よろしいですか。

○持丸委員 もしかしたら昨年度から委員を仰せつかっていたかもしれませんが、なかなか都合がつかせんで出席できませんでした。

私は必ずしも電気安全の専門家ではないのですが、安全、また、子供のことなどをやっておりますので、ご協力できればと。よろしくお願いいたします。

○三木座長 ありがとうございます。

議事に入る前に、まず、定足数について確認させていただきます。

本ワーキングは、委員の出席者が過半数を超えておりますので、成立することを確認いたします。

次に、配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○事務局（佐々木） 配付資料の確認に先立ちまして、ご報告がございます。

メインシートにのみ配付させていただいておりますが、右上に「会議後回収」と書いてあるJ I S規格の正誤表を配付させていただいております。

これは、前回10月のワーキングにおきまして、J I S C 8105-2-14、管型冷陰極放電ランプに関する整合確認書の審議中に、高橋先生から、「接地漏えい」という用語の使い方について、ご指摘をいただいたところでございます。

ワーキング後、11月に、対処方針について皆様にご連絡いたしまして、特段の意見はご

ございませんでしたので、「接地漏えい」という用語を「漏電」とする修正について、この配付資料のとおり、1月1日付で正誤表が発行されましたので、ワーキングとしての修正意見どおり修正されたことをご報告いたします。

なお、この1枚紙につきましては、会議後に回収させていただきますので、席上に置いたままにしてお帰りいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、1枚紙で座席表ですが、座席表に誤りがありまして、本日、高橋先生にご出席いただいているのですが、座席表に反映されておられません。青柳先生と熊田先生の高橋先生にお座りいただいております。修正のほう、よろしくお願いいたします。

次に、議事次第の1枚紙になります。

その次が、右肩に「資料1」と書いてあります本ワーキングの委員名簿になります。

その次が、右肩に「資料2」と書いてあります「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正について」。

めくっていただきまして、資料2の別添1、本日審議していただく規格の一覧でございます。

さらにめくっていただきまして、「整合規格へ採用するJISの概要」。これは裏表の1枚紙になります。

次が、右肩に「資料3」と記載しております、全部で17ページのホッチキスどめをしている資料でございます。

最後に、右肩に「資料4」と記載してありまして、260ページ弱ありますが、本日、メインで審議していただきます整合確認書になります。

お手元の資料に過不足等ございませんでしょうか。

整合規格案の確認について

○三木座長　　ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。

前回、昨年10月に行った第3回ワーキングでは、5規格のJISについてご確認いただき、原案どおり、12月12日付けで改正を行い、予定どおり、本年3月1日から適用されています。

本日は、電気用品調査委員会から別表第12への採用提案がありました、照明器具関係の

J I Sを中心に、9規格のJ I Sについて、技術基準省令に適合しているかの確認を行いたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（佐々木）　　まず、資料番号2番、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について」という資料をご覧ください。

まず、「概要」ですが、これまでと変わりませんが、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させることを目的として、既に採用済みのJ I Sの最新版への見直しなどを行ってまいります。

「改正の内容」ですが、(2)をご覧ください、改正する規格の数は、今回、9規格になります。

区分といたしましては、2つに分けておりまして、採用済みのI E C規格に整合した暫定規格、今まで別紙としていたものを、新たに制定されたJ I Sに置き換えるものが2規格、次に、採用済みのJ I Sを、より新しい版のI E C規格に整合したJ I Sに置き換えるものが7規格ございます。いずれもI E C規格の改正に伴うものでございまして、合計9規格となっております。

3. の「今後のスケジュール」ですが、会議終了後、速やかに4月下旬から1ヵ月間のパブリックコメントを行いまして、6月上旬に改正を行う予定でございます。

適用までは数ヵ月待つて、9月1日を予定しております。

ただし、施行から3年間は、なお置き換える前のJ I S規格または別紙によることができるという形での猶予期間を設けたいと考えております。

めくっていただきまして、次に、資料2の別添1という資料でございます。

こちらは、本日審議いただく9規格の一覧でございますが、後ほど、それぞれの概要についてご説明いたしますので、左側の2つ目の欄に、後ほど審議していただく分厚い資料4の整合確認書のページが記載してございますので、目次代わりとしてご活用ください。

めくっていただきまして、次に、資料2の別添2でございます。

「整合規格へ採用するJ I Sの概要」ということで、本日審議いただく9規格についてご説明いたします。

まず、1番目がJ 60598-2-2、採用するJ I Sとしては、J I S C 8105-2-2となります。埋込み形照明器具に関する安全性要求事項になります。

こちらは、一般埋込み形照明器具の要求事項を適用範囲に含んでおりまして、例えば、

事務室の上にあるこういった照明器具や、ご家庭ですと、ダウンライトのようなものが対象範囲に含まれます。

改正内容ですが、LED光源を用いた照明器具を適用範囲に含める改正を行っております。

次に2番、J 60598-2-8です。こちらは、ハンドランプに関する安全性要求事項となっております。

適用範囲といたしましては、ハンドランプ及び手にもって用いる、支持物表面に引っ掛ける、または載せて用いる同様の移動灯器具について規定することになっておりまして、主に工事現場などで使われる、手にもって使うランプとなります。

改正内容としましては、先ほどと同様に、LED光源を用いた照明器具を適用範囲に含める改正を行っております。

次に3番、J 60598-2-12です。こちらは、電源コンセント取付形常夜灯の安全性要求事項を適用範囲に含んでおります。

これは、通常、夜間は照明されないような場所について、低照度の光を供給するものとなっております。一般的には、ご家庭の廊下などにある、足元を照らすような光になると思います。

改正内容といたしましては、出力コンセント付の常夜灯を認めるといった改正を行っております。

次に4番、J 60598-2-13です。こちらは、地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項となっております。適用範囲は、庭園、中庭、自動車も通る道、駐車場、歩道などで使用する電気光源を内蔵した地中埋込み形照明器具の安全性要求事項です。

こちらのイメージとしては、地中からマンションの外壁などを照らしているような埋込み形照明器具のようなものが入ってきます。

改正内容といたしましては、耐静荷重試験について、試験装置の変更などを行っております。

次に5番、J 60598-2-22、採用するJ I Sとしましては、J I S C 8105-2-22で、非常時照明用照明器具に関する安全性要求事項です。

こちらは、避難照明、高度危険作業域照明、スタンバイ照明など非常時に用いる照明器具の要求事項が適用範囲に含まれております。

こちらは、J I Sのスコープとしましては、誘導灯を含んでいるのですが、誘導灯は照

明機能を有していないと解釈し、電安法上は、対象外となっております。

改正内容としましては、我が国の非常灯・誘導灯の要求事項が、法令との関係で対応国際規格と異なる点について特記する改正を行っております。

以上が、照明関係の5規格になります。

めくっていただきまして、続いて6番、J 60950-1、採用するJ I Sとしては、J I S C 6950-1と追補1になります。

適用範囲としましては、情報技術機器の安全性を規定しておりまして、複写機とか、このJ I Sのスコープに含まれる機器に使われる直流電源装置、A Cアダプターのようなものが対象範囲に含まれてきます。

改正内容としましては、回転するファンブレードによる怪我の防止などを規定しております。

次に7番、J 61558-2-3、採用するJ I Sとしては、J I S C 61558-2-3です。こちらは、ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項となっております、ガスバーナなどを点火する際に用いられまして、アークを発生させて着火するものになります。

主な改正内容としましては、通則にあるデビエーションを適用外とするような改正を行っております。

最後に8番と9番、同じような内容なのですが、採用するJ I Sとしては、8番がJ I S C 61558-2-5、9番がJ I S C 61558-2-8で、それぞれかみそり用変圧器とベル及びチャイム用変圧器となっております。

こちらは、改正内容にもあるとおり、我が国ではほとんど使用されておりませんが、I E C設備対応専用の規格として改正・維持を行うこととしまして、適用範囲にI E C設備用であることを明示する改正を行っております。

続いて、資料が変わりまして、右肩に「資料3」と書かれているホッチキス留めの資料になります。

こちらは、本日までご審議いただく9規格が改正された暁には、こういった形になるという仕上がりのイメージでございまして、例えば、めくっていただきまして、7ページをご覧くださいと、下から4つ目に網かけの部分があると思います。こちらはJ 60598-2-2、埋込み形照明器具に関する安全性要求事項のことでございまして、こういった形で、平成27年、今回採用するものが新規格として加わって、その一つ下の欄に、同じ番号で、年号のみ平成23年となっているものがありますが、こちらについては、古い規格となりますので、

右下、備考欄にございますとおり、平成30年8月31日まで有効ということにいたしまして、この猶予期間を経過した後に削除するという手順となっております。

資料の説明は以上です。

○三木座長 ただいまのご説明につきまして、何かご意見ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

それでは、技術基準との整合確認書の審議に入ります。

資料2の別添1に沿って、上から順番に1規格ずつ事務局から論点説明、質疑応答という進め方をお願いいたします。

J I S C 8105-2-2について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（遠藤） では、お手元の資料4の1ページから14ページまでご覧ください。

1番目の規格でございます。J I S C 8105-2-2でございます。先ほど概要説明にありました埋込み形照明器具に関する規格でございます。

まず、1ページ目、「技術基準」という欄がございます。これは、一昨年、技術基準省令を改正しまして、性能規定化をしております。その関係で、省令自体が非常にコンパクトに、性能を要求するもののみ、合計20条の技術基準省令に改正されております。

個々の規格の要求内容が、これら技術基準省令に合致しているかどうかを確認する行為をもって整合規格に取り込むという審査を従来進めております。

整合規格として、そういった公的規格を取り込む場合の審査基準につきましては、性能規定化を行った際、商務流通保安審議官名の通達として審査基準が出されております。

要求事項は8項目出ているわけですが、J I S規格につきましては、公共性あるいはプロセスの公平性を鑑みまして、技術基準との整合性のみを確認することで整合規格に取り込むという定めになっております。

それらの整合状況を一個一個明確にするために、お手元の資料4にあるような技術基準との整合確認書をつくって確認いただいております。

お手元の資料は第2条から始まっておりますが、技術基準省令、性能規定化された第1条は、電気用品安全法第8条に規定する技術基準との関係性を明記したものでありまして、要求事項ではございませんので、第2条から、個々の項目につきまして確認させていただく次第でございます。

初めての委員もいらっしゃいますので、最初の規格は一個一個ゆっくり、丁寧に説明させていただきたいと思っております。

第2条の第1項は「安全原則」ということをごさいます、「電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。」ということをごさいます。

これに対しまして、第2条第1項の「規格」、「項目番号」という欄を見ていただきますと、J I S C 8105-1となっております。これは、国際整合性をとりましたJ I Sにおきまして、I E Cと同様な規格番号をとっております。最初のシリーズの1番目の規格において、例えば照明器具の場合の共通事項は、8105-1という規格が制定されております。

資料4の1番目の規格、8105-2-2のような個別規格におきましては、共通事項規格を引用する形で、要求事項が制定されております。

この場合、安全原則につきましては、共通事項でありますところのJ I S C 8105-1の0.3.1項、照明器具は、通常の使用時に危険の原因にならないように設計、製造しなければならないという安全原則をまずうたっている要求項目がございます。これを、個別規格でありますところの2-2のほうで引用しておりますので、性能規定化された技術基準省令の要求事項に、このJ I Sの項目は確かに関係が明確になっているということで、したがって、該当という扱いにさせていただきます。

続きまして、第2条の第2項、同じく「安全原則」なのですが、構造的な要求事項でございます。「形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。」という要求事項でございます。

これに対しましては、共通規格でありますところの8105-1、(以下、第1部)と表記してありますが、それらの構造あるいは内部及び外部配線、ねじ締め式端子等の要求事項において、それらに該当する項目が要求されております。したがって、第2条第2項につきましても該当すると判断させていただきます。

続きまして、第3条の第1項「安全機能を有する設計等」でございます。前条の要求事項を踏まえまして、「危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。」という要求事項でございます。

これにつきましても、共通事項でありますところの照明関係の第1部のJ I Sのほうで、短絡保護、異常動作における温度試験、ランプ制御装置が故障を起こした状態における温度試験等におきまして担保する要求事項となっております。したがって、この要求事項につきましても該当と判断いたしました。

続きまして、2ページ目、第3条の第2項、「安全機能を有する設計等」の続きでござ

いますが、設計のみでは困難であると認められた場合におきましては、安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について表示することという要求事項でございます。

これにつきましても、第1部のほうで3.2項及び3.3項、「照明器具の表示」ということで該当する項目がありますので、この規格につきましても該当が適当であると判断いたしました。

続きまして、第4条「供用期間中における安全機能の維持」でございます。省令のほうで、使用期間中に安全機能が維持されるものであることを要求しております。

これに対応いたします事項といたしましては、2ページ目の表に書いてありますように、耐腐食性があること、あるいは使用期間中の発煙、発火などの防止を求めていること、さらに、耐久性試験を行って、それらの耐久性を求めていることから、第4条につきましても該当すると判断いたしました。

続きまして、3ページ目でございます。

第5条「使用者及び使用場所を考慮した安全設計」、使用者が老人あるいはお子様といった方々、あるいは特別な使用場所における電気用品に対する影響も考慮した上で、必要に応じて適切な表示をするということが要求されております。

これに対しまして、共通事項であります第1部におきまして、じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護ということを考慮した表示をすることを求めておりますので、該当する、要求事項を満たしておると判断いたしました。

続きまして、第6条「耐熱性等を有する部品及び材料の使用」でございます。これは、使用環境に応じまして、適切な耐熱性、絶縁性などを部品及び材料に求めるという要求事項でございます。

これに対しまして、同じく共通事項であります第1部におきまして、プラグの耐トラッキング性、あるいは絶縁ライニングに対する機械的、電氣的、熱的強度、さらには、内部配線における適切なサイズの使用、絶縁の安全性等を求めていることを鑑みまして、第6条に対する要求事項も本規格においては満たしている、該当すると判断いたしました。

続きまして、4ページ目でございます。

技術基準省令第7条第1号でございます。「感電に対する保護」ということでございます。使用場所あるいは電圧に応じて、感電のおそれがないように、適切な措置が講じられていることということが要求されております。

これに対しまして、同じく照明器具の共通事項であります J I S C 8105-1におきまし

て、照明器具の部分を破壊することなく、充電部へ接触ができてはならない、あるいは、照明器具を覆って、感電に対して保護するカバーを要求するといったことから、この要求事項も満たしていると判断いたしております。

続きまして、5ページ目でございます。

同第7条の第2号「感電に対する保護」でございますが、今度は、「接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。」という要求事項でございます。

これにつきましては、4.15項あるいは第7章におきまして、保護接地を求めている、あるいは導電部が感電を生じるかどうかを決める試験を行っていることから、この要求事項をも本規格は満たしていると判断いたしました。

続きまして、第8条「絶縁性能の保持」でございます。通常の使用状態において、使用場所の状況に応じて、絶縁性能が保たれることということを要求しております。

これに対しまして、電線は滑らかな経路に配し、シャープエッジなどから電線の絶縁被覆が損傷を受けないことなどを要求しておりますので、この要求事項を本規格は満たしているものと判断いたしました。

続きまして、6ページでございます。

「火災の危険源からの保護」でございます。電気用品につきましては、発火によって人体に危害を及ぼし、または物件に損傷を与えることのように、発火する温度に達しない構造あるいは難燃性の部品・材料その他の措置をとることが求められております。

同じく共通事項でありますところの第1部、8105-1におきまして、可燃物等の要求事項がございますので、この条項に対しても本規格は満たしていると判断しております。

続きまして、第10条「火傷の防止」でございます。通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないことなどを要求している事項でございます。

これにつきましては、共通事項の12.4項におきまして、温度試験を行い、異常温度でないことを確認することを求めていることから、同じく、この要求事項に対して、本規格は満たしていると判断いたしました。

続きまして、第11条第1項「機械的危険源による危害の防止」でございます。電気用品自体が、不安定性によって転倒、あるいは可動部によって人体に危害を及ぼす、あるいは物件に損傷を与えるおそれがないことを求めています。

本要求事項に対しましては、本規格の共通事項でありますC 8105-1におきまして、「ラフサービス照明器具は、適切な機械的強度をもち、通常の使用中に予期される周囲環境で

転倒してはならない。」、あるいは、「機械的危険個所」で、取付け工事中あるいは通常使用時に、使用者が危険になるようなエッジ等があってはならないということを求めております。このことから、本要求事項に対して、この規格は満たしていると判断いたしました。

続きまして、8ページ目、第11条第2項「機械的危険源による危害の防止」の第2項でございまして、通常起こり得る外部からの機械的作用によりまして人体に危害を及ぼし、あるいは物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度をもつ設計その他必要な措置を講ずることを求めております。

これに対しまして、同じく、共通事項におきまして、例えば絶縁ライニング、スリーブの機械的あるいは電氣的強度、熱的強度等を求めておりますので、この条項に対しまして、本規格は満たしていると判断いたしました。

続きまして、9ページ目、第12条でございまして、「化学的危険源による危害又は損傷の防止」ということとございまして、「電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。」。

この要求事項に対しましては、一般的に、照明器具につきましては、流出し、または溶出することにより、人体に危害を及ぼし、または物件に損傷を与える化学物質を使用していないと考えられることから、この条項につきましては、本規格については非該当と判断させていただきました。

従前、同様な照明器具の規格を諮らせていただいたと思いますが、この第12条につきましては、照明器具につきましては、同様に非該当と扱わせていただいているものでございまして。

続きまして、第13条「電気用品から発せられる電磁波による危害の防止」。「電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。」。これは、電磁波のエミッションによって、人体に危害を及ぼすおそれがないように措置するものという要求事項でございまして。

この要求事項に対しましては、共通事項のほうで、電磁波の一部であります紫外線につきまして、放出してはならないという要求事項がありますので、これをもちまして該当するものとし、第13条を満たしているものと判断させていただきました。

続きまして、10ページ目、第14条でございまして、「使用方法を考慮した安全設計」。「電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を

及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。」ということでございます。

共通事項でありますところの J I S C 8105-1におきまして、通常想定される運転において、人体に危害を及ぼす等のおそれがないように、温度試験あるいは短絡試験といったもろもろの要求事項がございますので、本要求事項につきましても、本規格は満たしているもの、該当するものと判断させていただきました。

続きまして、第15条第1項でございます。「始動、再始動及び停止による危害の防止」。まず、第1項といたしましては、「電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。」ということでございます。第15条第1項から第3項まで、電気用品の不意な始動あるいは動作の中断ないしは不意な動作の停止によって、人体もしくは物件に損傷を与えるおそれがないものということを求めております。

しかしながら、照明器具は、そういったモーション、動きをもつものがないものが一般的でございます。したがって、第15条の第1項から第3項につきましては、非該当と判断させていただきました。

これら3項目につきましては、従前諮らせていただきました8105シリーズの照明器具につきまして、同様な扱いとさせていただいているところでございます。

続きまして、第16条「保護協調及び組合せ」ということで、電気用品は、接続する配電システムや組み合わせる他の電気用品を考慮して、異常が発生しないようにすることを求めております。

これにつきましては、共通事項でありますところの C 8105-1のほうで、電源コードの導体の最小断面積の規定、あるいは内部配線の適切な種類及びサイズの使用などを要求して、内部配線等の組み合わせによって安全性を求めていると判断されましたので、この項目につきましても、第16条を満たしている、該当するものと判断させていただきました。

続きまして、第17条「電磁的妨害に対する耐性」、いわゆるイミュニティに関する要求事項でございます。

この項目につきましては、ちょっと悩ましいところがございます。イミュニティに対する要求事項は、結構新しい要求事項でございます。従来、電気用品安全法で規定していた電気用品につきましては、イミュニティに関する規定をしていたものは遠隔操作ぐらいでございます。従来、規格でも要求されていない。また、IECに対応いたしまして新

しく制定された J I S なのですが、これらの中でも、イミュニティに対する要求事項がなかなか規定されていないということがございます。あるいは、技術基準省令の中に取り込むのが少し早過ぎたのではないかとと思われるところでございますが、一応要求事項としてございますので、これにつきましては、イミュニティそのものを規格の中で規定しているものではございませんが、そういった一般安全原則を援用することによりまして、本要求事項は該当するものと扱わせていただきたいと思いますと考えております。

続きまして、第18条「雑音の強さ」でございます。雑音の強さ、いわゆるエミッションでございますが、これにつきましては、電気用品安全法のほうでは、別途、雑音の強さにつきまして、一連のシリーズ規格が定められております。照明につきましては、従来より J 55015 を適用するという扱いになっております。したがって、この要求事項、第18条「雑音の強さ」につきましては、非該当とさせていただきます。というのは、技術基準体系全体におきまして、他の規格、別規格で規定しているということから、全体として要求事項は満たしているものの、本規格だけをみてみますと、非該当という扱いにさせていただきますと思っております。

続きまして、12ページ目でございます。

第19条「表示等」ということで、一般的な表示を求めるものでございます。必要な情報につきましては、家庭用品品質表示法を除くものにつきましては、見やすい箇所に、容易に消えない方法で表示されるものとするのが求められております。

これにつきましては、共通事項のほうで「表示」という大項目がございます。これが規定されていることをもちまして、本規格はこの第19条を満たしている、該当しているものと判断させていただきたいと思っております。

最後、第20条でございます。これは、長期使用製品安全表示制度で、特定の品目についてのみ、12ページの第1項に示しますように、製造年、あるいは設計上の標準使用期間などを表示することを求めておりますが、対象となるのは、扇風機、換気扇、冷蔵庫、洗濯機、テレビといったものでございまして、本照明器具につきましては、長期使用製品安全表示制度の対象ではございませんので、第20条の項目につきましては、全て非該当とさせていただきますと思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

○三木座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明及び J I S C 8105-2-2 の技術基準との整合確認書につき

まして、ご意見ございますでしょうか。

○三浦委員　　9ページの第13条「電気用品から発せられる電磁波による危害の防止」の「規格」のところで「紫外放射」がありますね。これは表現上なのか、決まっていることなのかはわからないのですが、ここに、ハロゲン電球及びメタルハライドランプを使用した器具は、「過度の紫外放射をしてはならない」と書いてあるのです。この「過度の紫外放射」というのは、何か決まり事があるのでしたら、簡単にご説明いただければ。「過度の」という書き方でよかったのかどうか。今わかればいいです。わからなかったら後で構いません。

○事務局（遠藤）　　調べてみます。規格のどこかに書いてあると思うのですが、ちょっと……。

○三浦委員　　きっと何かあるのですよね。

○藤原委員　　と思いますね。9ページの第13条で、私も同じ感じを抱いたのですが、ただ、ハロゲン電球とメタルハライドランプを使用するように設計した器具とありますので、これはLED照明器具を含めたのでしょうか。LEDは、もともとこれぐらいの波長域の光を出しますので。もっとも、LEDは、通常の光源に比べて、同じ明るさですと電力がうんと小さいので、大丈夫とは思いますが、ただ、波長域から考えたら、これはLEDの紫外光に入っていないのですか。私は、光のほうは余り詳しくはないのですが、私は前にも、ブルーライトの件で質問したことがありましたので、ここは読んでいてちょっとひっかかったのです。今、「過度の」とおっしゃったので、私も同じ印象をもちました。後で調べていただければと思います。

○事務局（遠藤）　　「過度」といった場合に、定量的に閾値があるはずだと思うのですね。

○藤原委員　　ええ。害を与えないレベルだと思うのですね。

○事務局（遠藤）　　済みません。規格からはすぐ読み取れないので、後ほど、「過度」とは定量的にどういったレベルを指すのかということ……。

○三浦委員　　これではちょっとわかりにくい。何かあるのだったら、例えば何々によるとか記載があればいいかなと思ったのです。

○事務局（遠藤）　　附属書がいろいろついていまして、その強さの計算方法が載っていますので、多分、そこをよく調べれば出てくると思うのです。

○三浦委員　　いや、私は、こういう表現が適切なのかどうかということを知り

たかっただけです。

○青柳委員 感覚的に感じてしまいますね。

○三浦委員 ええ。「過度とはどのくらい？人によって違うのでは？」ということで、ちょっと聞いただけです。

○事務局（遠藤） ありがとうございます。

○三木座長 後ほどということで。

ほかにいかがでしょうか。

○藤原委員 11ページ、第18条、エミッションですが、これは非該当になっていますが、LEDランプを含めるという場合には、今、この分野でも、LEDランプからいろいろなエミッションが出て、いろいろな通信や計算機をダウンさせたりする事例が報告されているはずで

右側の「補足」のところで「J 55015等の別規格で規定」とありますが、これは、LED光源は対象になっているのですか。測り方等がちょっとはつきりしないのですが。

○三浦委員 雑音ですか。

○藤原委員 障害を及ぼす電波雑音です。

○三浦委員 ここには「雑音の強さ」と書いてあるので、「音」だけなのですか。

○藤原委員 「通信の機能に障害を及ぼす」ですから、「雑音」というのは「音」ではなく、「電磁ノイズ」のことです。「音」は通信には影響しません。

○事務局（遠藤） CISPRの15は、たしか照明器具の……。

○藤原委員 あれは、LEDは入りましたかね。

○事務局（遠藤） 入ったか、今すぐには……。

○藤原委員 私が知っている範囲では、あの当時はまだなかったもので、測り方等がまだはつきりしないと理解していたのですが。

○事務局（遠藤） 今の段階でははつきりしていないのですが、ただ、CISPRの国内答申が、新しく、なるべくJ規格のほうに反映させるように、今、圧縮しつつありますので……。

○藤原委員 ぜひそうしていただければと思います。

○事務局（遠藤） では、J 55015の中に、LEDに対する要求事項があるかどうかを確認させていただきまして、さらに、CISPRの動向、LEDから発せられる雑音、エミッションに対する要求事項の最新動向、国際規格の最新動向、2つを確認させていただ

きまして、後ほど皆様にご連絡を差し上げるということによろしいでしょうか。

○藤原委員　それで結構だと思います。

もう一点、その上なのですが、イミュニティに関して、規格のところでもちょっと教えていただきたいのですが、第1部、「耐インパルスカテゴリに応じた沿面距離」とありますね。これはどういう意味なのですか。

○事務局（遠藤）　イミュニティずばりの規格、要求事項ではないのですが、一般的な安全性に対する要求事項で、イミュニティっぽいものを引用させていただいている形をとっております。

○三浦委員　素人には意味がわかりません。

○藤原委員　いや、私もよくわからなかった。

○三浦委員　誰か説明してほしい。

○藤原委員　ご存じの方がいらっしゃったら……。

○三浦委員　照明工業会さんもいらしてませんし。

○笹子委員　通常の家電製品の場合とはちょっと違って、どちらかというところ、電気の話であって、こういったイミュニティの妨害波というところの中身ではないです。

○三浦委員　なるほど、わかりました。安全の話とは別ですね。

○笹子委員　通常の沿面距離や空間距離は、どちらかというところ、電気に対しての保護というか、距離を保ちなさいというものになっているので、その辺は、照明と普通の家電製品は違うのかもしれない。ルールを調べていただかないとわからないですね。

○久本委員　済みません。ちょっと戻りますが、先ほどのLED照明の紫外放射の件なのですが、最新の規格の中で、何か基準みたいなものがあるのですか。

○藤原委員　ないはずですよ。

○久本委員　白色のLEDは、ご承知のように、青色のLEDに蛍光剤を入れて、オレンジを混ぜて白にしていますね。スペクトラムなどをみると、紫外域が結構出ているのですね。分光放射もわかりますが、下に、例えばLEDの懐中電灯などを当てると周囲が青になるのですね。特に、今回、ダウンライトなので、例えば、赤ちゃんが上を向いて寝ている上に白色LEDの照明があるといった場面で、もし紫外域が結構出ているのであれば、ちょっと留意が必要かなという気がしているのです。だから、もし、そういう規格基準が既にあるのであれば、ちょっと参照したほうがいいのかと思います。

○事務局（遠藤）　IECのほうでも、ブルーライトハザードにつきましては検討中で

して、J I S C 8105-1のもととなる I E C規格、今、次のバージョンが、まさに I E Cの場におきまして検討されておりまして、それらに対する要求事項も追加される方向で検討されていると聞いております。したがって、新しく出た I E Cに対応する J I Sができた際には、速やかに整合規格として取り込んで、それらの要求事項も求めていきたいと考えているところでございます。

○久本委員 ありがとうございます。では、現状では、ペンディングという状況ですね。

○藤原委員 アメリカの光のガイドラインがあるのですね。1月にそのワークショップが金沢であって、私は出たのですが、アメリカの方がみえて、その説明があったのです。そのときに私は質問したのですが、ブルーライトとか、そういう面については、今、検討中だと。メラトニンが抑えられるので、睡眠抑制などがあって、今、検討中だということは聞いております。

○事務局（遠藤） ただ、一方で個人差があるようなものですので、それを一律に要求するのはなかなか難しいのではないかなと思っておるところです。

○藤原委員 いや、結構です。ただ、私は知らなかったものですから、きょう、お聞きただけです。ありがとうございました。

○三浦委員 終わりまで全部、今みたいな感じでやるのですか。

○事務局（遠藤） いや、次からいつもどおりにやります。時間が空いたこともあり、初めての委員もおられましたので。第17条につきましては、繰り返しになりますが、コミュニティについては、電気用品に対して、I E C自体も求めているものがなかなかなくて、日本の電気用品安全法におきまして、従来、ほとんど求めてこなかった要求事項でございます。このものずばりを満たすような規格の構造をもっているものはなかなかないのが現状でございまして、かといって非該当というわけにはいかないと思っております、やむを得ず、当たらずとも遠からず——結構遠いような気もしますが、一般的な要求事項をもって援用する形をとりたいと考えておる次第でございます。

○三木座長 よろしいでしょうか。

それでは、残り2つのことは、後ほど調査してお知らせするという事にさせていただきます。

それでは、次にまいります。

次に、J I S C 8105-2-8について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（遠藤） お手元の一覧表の2番目の規格でございます。ページ数は、15ペー

ジから30ページでございます。

規格の体系自体、1番目の規格2-2とほぼ同じでございますので、同様に、悩ましいところだけを説明させていただきたいと思います。

18ページをお開きいただけますでしょうか。

これは今朝気づいたところでございます、N I T Eの方ともすり合わせが終わっていないところなので恐縮なのですが、第5条に対する規格8.1項を、第5条の要求事項を満たすものとして記載いただいているのですが、その規格をよく読んでみますと、これは、規格の適用範囲の中で、こういうものは対象外ですよとっている事項でございます、安全性を要求するような事項ではございません。したがって、この8.1項については、要求事項ではなくて、適用範囲に書いてある記述だけですので、資料から削除させていただきたいと考えております。

○三浦委員 8.1だけですか。

○事務局（遠藤） はい。

悩ましいところといいますと、25ページの第12条は、化学的危険源による危害、要するに、危険な化学物質を含んでいませんかということなのですが、照明器具は、普通は、危険な化学物質は入っていないでしょうということで、非該当という扱いにさせていただいております。

26ページの第15条も、先ほどと同様に、照明器具は、一般的に、不意な動作を起こすようなパーツはついていないということで、非該当という扱いにさせていただいております。

27ページの第17条は、先ほどと同じところでございます、エミッションを起こすものの中でも、人体に影響を及ぼすものは防止する構造であることを求める確認でございます。

28ページ目、第18条「雑音の強さ」につきましては、別の規格、別体系のほうで規定されているということから、非該当という扱いにさせていただいております。

以上、簡単ですが、本規格について、悩ましい部分は以上でございます。

○三木座長 ただいまの説明及びJ I S C 8105-2-8の技術基準との整合確認書について、ご意見ございますでしょうか。急に早くなったのであれなのですが。

○事務局（遠藤） 申し訳ありません。

○三木座長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようですので、次に進みたいと思います。

次に、J I S C 8105-2-12について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（遠藤） 一覧表の3番目のところでございます。ページ数は、31ページから46ページまででございます。

これも同じ照明器具の規格でございまして、体系は全く同じでございますが、悩ましい部分、特にご確認いただきたい部分といいますと、これも先ほどと同じ体系でして、2番目の規格と同様に、41ページ、第12条、一般的に照明器具は、危険な化学物質は含んでいないということから非該当。

続きまして、42ページ、第13条、エミッション、電磁波、紫外線について要求しているもので、該当するということ。

同じく42ページ、第15条の3項目につきまして、照明器具は、そういった不要な動作を起こすようなパーツは一般的にないということから非該当。

続きまして、43ページ、第17条、イミュニティに対する要求事項ということで、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるということ。

第18条、エミッションにつきましては、他に一括して、雑音の強さ、エミッション、EMCについて、要求事項があるということから、非該当という、前の2番目の規格と同様な扱いになっております。

簡単ですが、以上です。

○三木座長 ただいまの説明及びJ I S C 8105-2-12の技術基準との整合確認書について、ご意見ございますでしょうか。46ページまでです。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次にまいります。

次に、J I S C 8105-2-13について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（遠藤） 一覧表の4番目の規格でございまして。ページ数といたしましては、47ページから62ページでございまして。

この規格につきましても、一連の照明器具関係と同じ体系になっておりますので、悩ましい部分は同様なことになっておりますが、48ページ目の第5条につきましても今朝気づいたのですが、先ほどの説明と同様なものでございまして、本来、第5条の要求事項が入るべきところに適用範囲が入っております。これは要求事項ではございまして、適用範囲、この規格に該当するものはこれこれこういうものですよという説明だけですので、これを、本来、要求事項を記載すべき欄に入れるのはちょっと違うのではないかなと考えられるところでございますが、この点について、皆様、ご確認いただければと思います。

48ページの第5条の欄におきまして、13.1「適用範囲」という記述がございます。読んでいきますと、「この規格は、交流1000V以下、50/60Hzの電源を使用する、庭園、中庭、自動車も通る道、駐車場、歩道、散歩区域、SELV区域外の水泳用プール区域、保育園、又はその他の屋内、若しくは屋外で使用する電気光源を内蔵した、地中埋込み形照明器具の安全性要求事項について規定する。この規格は、引用するJIS C 8105-1の関連する各章の規定と併せて読まなければならない。」。これは適用範囲であって、要求事項ではないのではないかと考えられます。したがって、第5条の欄に入れるのはちょっと違うのではないかと考えております。済みません。

○三木座長 削除ということによろしいですか。

○事務局（遠藤） と判断されるのですが、今朝気づいて、NITEさんともすり合わせをしていない状況なので、委員の皆様を確認いただければと思っております。

○三木座長 ご意見ありますでしょうか。

これは、その内容について設計されているみたいですね。「安全性要求事項について規定する。」と書いてありますね。この規定に沿って設計されれば、内容は特におかしくないような気もするのですね。

○事務局（遠藤） 削除する必要性はないのではないかと……。

○三木座長 何かそんな気がするのです。よくわからんけれども、専門の方はどうみるか。

○事務局（遠藤） 済みません。事務局内部でももう一度確認させていただきまして、この点につきましては、後ほど検討結果を報告させていただくということにさせていただきます。済みません。準備不足で恐縮ですが。

○三木座長 では、ペンディングということ。

8105-2-13は、今の説明で全部終わりということによろしいでしょうか。何かご意見ございますか。悩ましいところはあると思いますね。

よろしければ、次にまいりたいと思います。

次に、JIS C 8105-2-22について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（遠藤） 一覧表の5番目の規格でございます。資料4のページ数では、63ページから78ページでございます。

これも今までの照明器具関係の規格と同じ規格体系に基づく規格でございます。

特にご確認いただきたい点は、先ほどの規格と同様でございます。まず、73ページ、

第12条でございます。「化学的危険源による危害又は損傷の防止」ということで、この項目につきましては、照明器具は、一般的に、流出し、または溶出することにより、人体に危害を及ぼすような化学物質は使用していないと判断されることから、非該当という扱いにさせていただきたいと考えております。

続きまして、第13条でございます。74ページでございます。「電気用品から発せられる電磁波による危害の防止」ということでございます。

これにつきましては、紫外線放射に対しまして、過度の紫外放射をしてはならないという要求事項がございますので、この要求事項をもちまして、本規格は第13条を満たしているもの、該当するものと判断させていただきたいと考えております。

同じく74ページの第15条でございます。75ページの第15条の第3項までの3つの項目でございますが、一般的に照明器具は、再始動、モーションを起こすような部品はついておりませんので、これら3項目についても非該当という扱いにさせていただきたいと考えております。

続きまして、76ページ、第17条、先ほどと同様に、イミュニティの要求事項でございます。

これにつきましても、先ほどと同様、第1部、J I S C 8105-1の要求事項——一般的な要求事項でございますが、危害を加えないということをもちまして、本要求事項、第17条を満たしているものと判断させていただきたいと考えております。

続きまして、同じく76ページの第18条「雑音の強さ」でございます。

これにつきましては、照明器具関係の整合規格を別途定めておりまして、従来より、電安法におきましては、EMCに関しましては、別体系にある規格を適用するという運用をしておりますので、ここに書いてありますように、J 55015等の別規格で規定されていることから、この第18条につきましては、非該当という扱いにさせていただきたいと考えております。

主な懸案事項は以上でございます。

○三木座長　　ただいまの説明及びJ I S C 8105-2-22につきまして、何かご意見ございますでしょうか。これは78ページまでの内容ですね。

内容的には前と大体同じですので、特になければ、次に進みたいと思います。

次に、J I S C 6950-1について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（遠藤）　　一覧表の6番目の規格でございます。資料4のページ数は、79ペー

ジから150ページまででございます。

このJ I S規格につきましては、情報技術関係の機器の一般要求事項ということで、頻繁に使用される基本的な規格でございます。したがって、適合確認につきましても念入りに行わさせていただいておるところでございます、資料のページ数も多くなっております。

この規格につきましても、少し悩ましかった箇所についてのみご説明させていただきます。

ページが少し飛びますが、138ページ、これは照明の場合と同様になりますが、第12条「化学的危険源による危害又は損傷の防止」ということでございます。

これにつきましては、例えば「オゾンが発生するおそれがある機器の場合は、設置指示書及び取扱説明書に“オゾン濃度が安全な値を超えることがないようにするための予防措置を講じる必要がある”との注意書きがなければならない。」という要求事項がございます。

また、4.3.8項、前掲略となっております、ここは読めないのですが、85ページに戻っていただきますと、この4.3.8項の記述があります。4.3.8項は、85ページにありますように、電池に対する要求事項でございます、「通常使用状態及び機器の中における単一の故障において、火災、爆発及び化学的な漏液の危険がない構造でなければならない。」と規定されております。

これらのことから、本規格につきましては、第12条の化学的ハザードに対する要求事項を満たしているものと判断させていただきました。

続きまして、139ページの第13条も、「人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているもの」という要求事項でございます。

これらの要求事項につきましては、例えば、139ページの「規格」の欄でございますように、4.3.13.2項、電離放射に関する要求事項、あるいは、4.3.13.4項におきまして、人体の紫外線への暴露につきましても要求事項、また、140ページ、141ページをみていただきますと、例えば、4.3.13.5.1項、レーザにつきましては、必要に応じてラベルを張る、あるいは必要な測定を行うことなどを求めております。さらに、141ページの4.3.13.5.2項におきましては、LEDに対します要求事項も本規格では定められております。

これらのことから、本規格におきましては、第13条、「電磁波による危害の防止」という要求事項を満たしているものと判断させていただきました。

142ページの第15条に関連いたしましては、例えば、第15条の第1項に対応する要求事項といたしまして、2.8.3項におきまして、不遇の再発生に関する要求事項、あるいは、その次のところは、2.8.6項、前掲略となっていますが、これに関する記述につきまして、102ページの一番下のところに、2.8.6項、「解除」という項目がございまして、解除する必要がある場合は、要求事項全てに適合した場合でないと解除できないことなどが要求されております。

これらのことから、第15条に関連いたしましては、本規格要求事項を定めていることから、適合しているものと判断させていただきました。

147ページ、「雑音の強さ」でございまして、これも、該当する雑音の強さに関しましては、既に整合規格といたしましてJ 55022が定められております。こちらのほうで規制するということを鑑みまして、第18条につきましては、非該当という扱いにさせていただいております。

簡単ですが、悩ましい箇所につきましては以上でございます。

○三木座長　　ただいまの事務局からの説明及びJ I S C 6950-1の技術基準との整合確認書について、ご意見ございますでしょうか。今の部分はページ数が多かったものですか、ちょっと時間をとりたいと思います。

○高橋委員　　88ページをお開きください。用語の使い方なのですが、88ページの5.1.1に「タッチカレント」という言葉がございまして。これは一般的には、ほかのJ I Sでも「接触電流」といっているのですね。ところが、この規格では、全て「タッチカレント」で統一しているのです。何か理由があるのかなということを知りたくて質問いたしました。やはり「接触電流」という表現のほうがよろしいのではないかと思うのです。

○藤原委員　　先生がおっしゃったように、「接触電流」のことを「タッチカレント」あるいは「コンタクトカレント」といいますが、日本語では、「接触電流」であり、規格でも「接触電流」が使われていますね。「タッチカレント」という片仮名では、何だか……。

○事務局（遠藤）　　どうしたらよいのか、原案作成団体とも協議してみます。いきなり正誤表というのも影響度が大きいですし、我々はJ I S規格を所管している部署ではないものですから、基準認証ユニットとも調整させていただきまして、後ほど、「タッチカレント」をどうするか……。「接触電流」が一般的だと思われるところではございますが、原案作成団体側で考えがあって、あるいはI E Cの整合等々の考えがあって、わざわざ「タッチカレント」にしたのかもしれないので、その点につきましては確認させていた

だきまして、後ほど連絡させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○高橋委員 お任せします。

○藤原委員 ついでによろしいですか。これも多分、最初にお使いになられた方がこの漢字を使われたと思いますが、139ページの4.3.13.4で「人体の紫外線への暴露」とあります。「暴露」の「暴」は、「暴力」の「暴」を使っていますね。これはぜひ改めていただきたいと思います。昔は日へんがあったのですが、今、これは平仮名で「ばく露」と書いています。露は漢字なのですが。どちらでも結構ですが、「暴力」の「暴」はだめだと思っています。

一番下に「通常の動作中、8時間の暴露時間」とありますが、これも「暴力」の「暴」を使っていますので、これはぜひ改めたほうがよろしいかと思っています。

○事務局（遠藤） ありがとうございます。確認させていただきまして、それについては、後ほどご連絡させていただきたいと思います。

○藤原委員 もう一点よろしいですか。これは私も知らなかったのですが、141ページの「発光ダイオード（LED）」のところを限度値というのがあるのですね。私は不勉強で知らなかったのですが、これはランプ製造業者のスペックで、一定の波長範囲の光学的放射は、JIS C 7550とIEC 62471に規定する限度値があって、これを超えるLED云々とありますが、これのもとには、米国の光のガイドラインを引いているのですかね。私は、これは知らなかったので、さっきはないと。これはLEDが入りますよね。LEDですよね。限度値があったのかなと思ったのですが。

○事務局（遠藤） 測定方法は、先行してIECのほうで検討しているという話だったと記憶しているのですが、そのもととなったのは、米国のガイドラインだったような気がします。

○藤原委員 多分、光のガイドラインでしょうね。最近は、波長域を計算して、すぐ忘れてしまうのですが、ブルーライトの波長域はこの範囲だったのかなと。だから、そこは外れているのかなと。

○事務局（遠藤） 赤外が入っていますものね。

○藤原委員 赤外は波長が長いです。ブルーライトはもっと短いです。

○事務局（遠藤） ブルーライトに特定するのではなくて、一般論として、これだけの波長は押さえるみたいな……。

○藤原委員 この波長帯をね。

○事務局（遠藤） ええ。今度検討しているのは、ブルーライト域に絞って、試験方法や要求値を検討しているのではないかという気がしていましたが。

○藤原委員 なるほど。

○事務局（遠藤） では、このLEDに対する要求事項の出典元となったのは何かを確認します。

○藤原委員 それで結構です。それでわかりますから。

○三木座長 ほかにいかがでしょうか。

まだ幾つかありますので、先に進ませていただきます。

次に、J I S C 61558-2-3について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（遠藤） 一覧表の7番目の規格でございます。資料4のページ数は、151ページから186ページでございます。

これにつきましても、悩ましかった部分について、簡単に説明させていただきたいと思っております。

179ページ、同じく第12条、化学的ハザードに対する要求事項でございます。変圧器、リアクトル関係の規格につきましても共通事項の規格がございまして、J I S C 61558-1という、照明の場合と同様に、共通する要求事項をまとめた規格がございまして、これ以降、リアクトル関係、変圧器関係の規格体系はこれを引用する形になっております。

179ページのケミカルハザードに関してですが、第1部、共通するJ I S規格の15.1項を引用しております。このページはその記述がございませぬが、157ページを参照いただけますでしょうか。

こちらの第3条第1項の部分に15.1項の記述内容がございまして。15.1項は一般的要求事項なのですが、上から6行目のところに「試験中、変圧器は炎、熔融金属、危険量の有害又は発火ガスを放出してはならず、」という記述がございまして。したがって、これは化学的な有害物質に対する要求事項と認められますことから、本規格につきましても第12条を満たしておると判断させていただきました。

続きまして、180ページ、「電気用品から発せられる電磁波による危害の防止」ということで、人体に危害を及ぼすおそれがある場合には、外部に発生しないように措置されているものとするという要求事項でございます。

第1部の4.1項、前掲略となっておりますが、151ページに戻っていただきますと、4.1項の記述がございまして。第2条の第1項の欄でございまして。これは、実をいいますと、先

ほどと同様に、そのものずばりの要求事項ではございません。一般的な安全性に関する要求事項を援用しております。といいますのも、人体に影響を及ぼすような電磁波が外部に発生しないように、人体に危害を及ぼすような電磁波の発生を機器全体で機械的に抑えるという要求事項に対しましては、これも先ほどのイミュニティと同様に、従来の電気用品安全法の要求事項の中では、電子レンジぐらいしか、その要求事項を求めていなかったところがございます。該当するような J I S 規格における要求事項もないことから、ここは非常に悩ましい部分ではあったのですが、先ほどの第17条の場合と同様に、一般的な安全則を援用することによって、この第13条は満たしているものという扱いにさせていただいたものでございます。

続きまして、180ページに戻りまして、第15条第1項、第2項、第3項でございます。変圧器、リアクトルにつきましては、これもまた一般論ではございますが、充電部につきましても、露出がなく、また、動力源、熱源がないことから、始動、再始動ないしは停止による危険は一般的には想定されないと考えられるところから、本要求事項、第15条の第1項、第2項、第3項につきましては、非該当という扱いにさせていただいているものでございます。

次、183ページに移りますが、第17条、イミュニティの要求事項でございます。これにつきましても、同様に、151ページの一般的な安全則を援用させていただきまして、本要求事項は該当する、適合しているという扱いにさせていただいているものでございます。

続きまして、同じく183ページ、第18条でございます。これにつきましては、先ほどと同様に、別の整合規格でありますところの J 55014-1 などにおきまして、従来から電安法では別規格で要求しているということもございますので、この項目につきましては、非該当扱いとさせていただきたいと考えております。

簡単ですが、J I S C 61558-2-3につきまして、悩ましかった部分につきましては以上でございます。

○三木座長　ただいまの説明に対しまして、ご意見ございますでしょうか。186ページまでですね。

よろしいでしょうか。

それでは、次に行かせていただきます。

次に、J I S C 61558-2-5について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（遠藤）　一覧表の8番目の規格でございます。資料4のページ数は、187ペ

ージから222ページでございます。

これも先ほどの規格と同様、変圧器、リアクトル等に関します規格体系に準じております。

基本的に共通する要求事項につきましては、そこに書いてありますように、J I S C 61558-1を引用する形で、この規格は、かみそり関係の電源装置の個別要求事項はできております。したがいまして、悩ましい箇所につきましても、先ほどの規格と同様でございます。

ページ数でいいますと、214ページ、第12条、化学的危険源による危害の項目、215ページ、第13条「電気用品から発せられる電磁波による危害の防止」、215ページ、第15条第1項、さらに、216ページの第15条第2項、同じく第15条第3項でございます。さらに、218ページ、第17条はイミュニティの関係でございますが、先ほどの規格と同様に、4.1項の一般的な要求事項を援用することによって、本要求事項は一応満たしている、該当するという扱いにさせていただいているものでございます。

悩ましい部分は、先ほどの規格と同じでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○三木座長　ただいまの説明につきまして、J I S C 61558-2-5の技術基準との整合確認書について、ご意見ございますでしょうか。これは222ページまでの内容です。

よろしいでしょうか。

それでは、最後になりますが、J I S C 61558-2-8について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（遠藤）　資料4のページ数は、223ページから257ページでございます。

これも、7番目、8番目の規格と同様に、一般的要求事項でありますところのJ I S C 61558-1を引用する変圧器、リアクトル等の規格でございます。

したがいまして、ご確認いただきたい主な点は、先ほどと同様、ページ数でいいますと、251ページ、第12条、化学的物質による危険性、第13条「電気用品から発せられる電磁波による危害の防止」、第15条の第1項及び、次のページ、252ページの第15条の第2項及び第3項、さらに、1枚めくっていただきまして、254ページの第17条「電磁的妨害に対する耐性」、イミュニティに関する要求事項、さらに、第18条「雑音の強さ」につきましても、別途、整合規格でありますところのJ 55014-1で規定していることから、非該当とするという同様の扱いにさせていただきたいと考えております。

まことに簡単ですが、以上です。

○三木座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見ございますでしょうか。

○久本委員 223ページの右の「規定タイトル・概要」のところに「定格出力電圧は、交流24V以下又はリップルフリーの直流33V」とあるのですが、リップルフリーの定義というか、規定はあるのですか。余り細かくはみていないのですが。

○事務局（遠藤） 共通事項のほう、61558-1に「3 用語及び定義」の項がございます。その中で、「“リップルフリー”とは、慣習どおり、直流成分の10%以下の実効リップル電圧である。」と定義されております。

○久本委員 ありがとうございます。

○三木座長 ほかにはいかがでしょうか。

○藤原委員 技術的なことはよろしいのですが、8番、9番で、かみそり用変圧器とかがあるのですが、これは一体何なのですか。いや、これはひげそりではないのです。みたことないので、ちょっとお聞きしたのです。ベル、チャイムで変圧器……。

○事務局（遠藤） 電事法で一般電気工作物の要求事項が定められています。電事法の電気設備の基準も、日本独自の規格もしくはIECによるということになっております。

○藤原委員 それはわかりますが。

○事務局（遠藤） IECによる場合、全くゼロではないのですが、使われる可能性がある。外資系のホテル、海外のホテルなどへ行くと一般的なのだそうですが、かみそり用の専用の二重絶縁した電源を使うのが一般的なのだそうです。

○藤原委員 ひげそりではなくて、かみそり……。

○事務局（遠藤） ひげそりですよ。

○藤原委員 そうですよ。

○事務局（遠藤） このためのトランスを建物の中に埋め込んで……。

○三浦委員 海外のホテルにありました。海外にあります。

○藤原委員 あるのですか。

○三浦委員 あります。

○笹子委員 日本ではないでしょうが、海外のホテルですと一般的になっていまして、かみそり専用のコンセントとなっているのですね。

○三浦委員 洗面所にあるので、何でわざわざ別個にしているのだろうなど私は思いま

した。でも、あるのですよね。

○笹子委員　　ありますね。

○藤原委員　　ベル、チャイム……。

○笹子委員　　ベルはちょっとわからない。

○三木座長　　日本でみたことないですね。

○久本委員　　昔はあった。今みたいに画像が映るのではなしに、ピンポンというか、ベルが鳴るようなもので、100ボルトから……。

○三浦委員　　呼び鈴のことですか。

○久本委員　　そうです。呼び鈴用の変圧器が大昔あったのですね。

○事務局（遠藤）　　たしか呼び鈴の設備はまだ残っていたと思うので、その工事をする場合に、そのパーツは電安法の基準を満たしたものを使うことと規定されておりまして、そのために、電安法のその基準をなくしてしまうと、一般の電気工事ができなくなる可能性があるので、電事法のために残しているというのも一部ございます。

○藤原委員　　ありがとうございます。

○事務局（遠藤）　　I E C 基準の I E C 工事という要求事項もございますので、そのために I E C にのっとった規格をつくっておかないと、いざというときに、国際規格を使っていないと訴えられる可能性があることから整備しているものでございます。

○藤原委員　　わかりました。

○三木座長　　ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見、いろいろありがとうございました。

それでは、今回提出がありました整合規格案につきましては、調査というものが幾つかありましたが、それを除きまして、技術基準省令に適合しており、整合規格として妥当と判断できますので、技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいと思います。

調査の今後について、どのように対処するか、可能なら言っていただけますか。

○事務局（遠藤）　　皆様にいただきました質問、確認事項につきましては、できるだけ速やかに確認させていただいた上で、皆様にメールの形でご確認いただくことでご了解いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○三木座長　　よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

本日本予定の議題については以上であります、その他、何かございますでしょうか。

それでは、事務局から何か連絡がございましたらお願いいたします。

○事務局（佐々木） 次回のワーキングの日程でございますが、既に今回と同じくらいの分量、9規格から10規格の審議を予定しているものが控えておりますので、余り間隔があかないのですが、7月に開催したいと考えております。

日程の詳細につきましては、これまでどおり、メールにて後日調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○三木座長 それでは、以上をもちまして、第4回電気用品整合規格検討ワーキンググループを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

この回収のものは机の上に置いていただきたいと思います。

——了——

問い合わせ先

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201